

# 保安林解除に係る 大臣同意の見直しについて

平成27年10月13日  
林野庁森林整備部治山課

# 1 平成26年度地方分権改革 閣議決定内容

- 保安施設事業施行地に係る4～7号保安林の解除に関する農林水産大臣への同意を要する協議について、①運用実態を調査しつつ、②見直す方向で検討を行う

## 閣議決定に基づき見直しを行う範囲

保安林の区分		権限・事務区分	
民有林	1～3号	重要流域	農林水産大臣
		重要流域以外	都道府県知事 (法定受託事務)
	4号以下		都道府県知事 (自治事務)
国有林			農林水産大臣

閣議決定に基づき見直しを行う  
同意を要する協議の範囲

### 【閣議決定抜粋】

法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

## 2 4～7号保安林における保安施設事業の例

○ ロープ伏工、岩接着工、破砕除去工



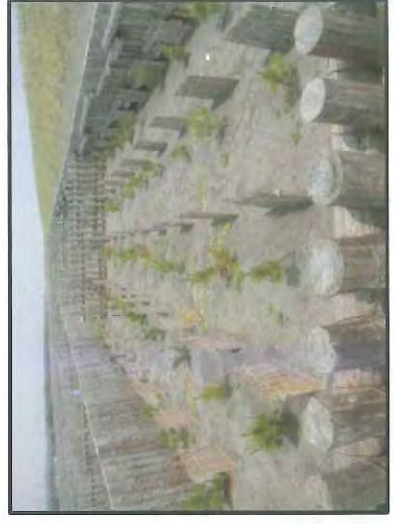
○ 植栽工、木柵工、静砂工



津波による被害



防風柵を設置して植栽



### 3 運用実態の調査と見直しの検討について

- 過去10年間の保安施設事業施行地に係る4～7号保安林の解除の実態調査及び専門家への聞き取り調査を実施

#### 調査概要

##### ○ 解除の実態調査

- (1) 解除理由
- (2) 解除区域の考え方
- (3) 治山事業の内容
- (4) 地形、気候、植生、社会的条件等の特徴

(5) 治山事業施行地でも解除可能とした理由

(6) 代替施設

(7) 当該案件における特徴及び工夫

##### ○ 専門家への聞き取り調査

- (1) 治山の専門家：保安林機能と災害の関係について
- (2) 海岸林の専門家：海岸林（飛砂、風害、水害、潮害防備保安林）の特性について
- (3) 保安林の専門家：保安林解除に係る技術的留意点について

#### 調査結果

- 災害の防止には保安林の適正配備と保安施設事業の実施が有効
- 一方で、4～7号保安林の災害防止機能は、1～3号と比べて局所的・限定的
- 4～7号保安林における保安施設事業は森林の維持・造成に重要な役割を發揮
- 実態調査を行った解除事例では、保安施設を代替する施設の計画などにより、解除後の保安上の対策が十分に確認されており、適切な解除処分に

以上を踏まえて、解除後の保安上の対策が確保されることを前提に、同意を要しない協議に見直す方向で検討中